



仙台市市民活動サポートセンター 市民活動シアター申し込み案内

市民活動シアターとは？

市民活動シアターは、社会や地域の課題解決をめざす市民活動団体の活動や、音楽や演劇、アートなどの文化芸術の創造・振興・普及をめざす活動を対象とした貸室です。
例えば、このような方にご利用いただけます。
NPOのシンポジウムや交流会で、立食パーティや歌、踊りなどを催したい。
劇団、アートパフォーマンスグループ等の発表会、公演で利用したい。
個人のアート作品、詩の発表などで利用したい。
企業の社会貢献活動としてNPOと連携してイベントを開催したい。

申込受付について

2006年11月1日オープン！

全日使用.....1日単位でのお申込。

ご利用日の6ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

区分使用.....午前・午後・夜間の3区分でのお申込。

ご利用日の3ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

時間使用.....1時間単位でのお申込。

ご利用日の1ヶ月前の日（応答日）から受付開始です。

○応答日がない場合は、その翌日から受付開始です。

○それぞれの応答日が休館日の場合は、翌開館日が受付の開始日となります。

例) 市民活動シアターを使用したい日が...

10月 1日の場合.....全日使用は**4月1日受付開始**となります。

10月 31日の場合.....6ヶ月前の応答日（4月31日）がないので
全日使用は**5月1日受付開始**となります。

< 全日使用 > 6ヶ月前より受付開始

	使用時間	使用料
平日 (月～土)	9:00～22:00	80,000円
日曜・祝日	9:00～18:00	40,000円

長期割引

(全日使用で5日以上の連続使用時適用。連続使用は最長30日まで)

連続使用日数		1日～4日目 (4日間)	5日～14日目 (10日間)	15日～30日目 (16日間)
割引率		0%	25%	50%
使用料	平日 (月～土)	80,000円	60,000円	40,000円
	日曜・祝日	40,000円	30,000円	20,000円

< 区分使用 > 3ヶ月前より受付開始

区分	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～22:00)
平日 (月～土)	10,000円	27,500円	41,500円
日曜・祝日	10,000円	27,500円	

午前～午後と続けて使用する際、
12～13時の料金は発生しません。
午後～夜間と続けて使用する際、
17～18時の料金は発生しません。

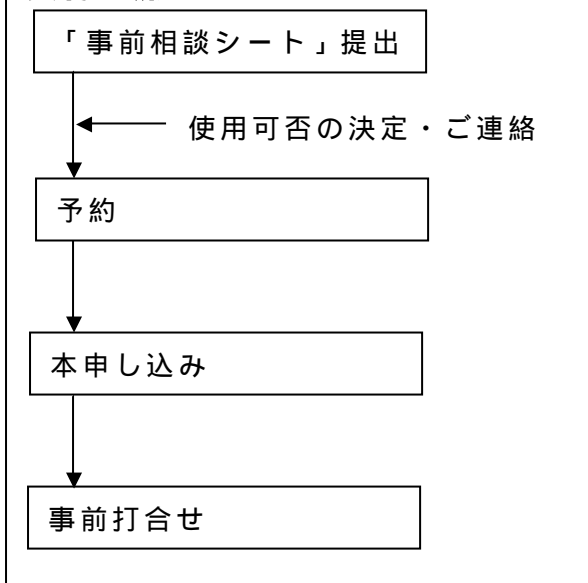
< 時間使用 > 1ヶ月前より受付開始

区分	午前 (9:00～13:00)	午後 (13:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
平日 (月～土)	3,500円(1時間)	7,000円(1時間)	10,500円(1時間)
日曜・祝日	3,500円(1時間)	7,000円(1時間)	

お申込は、正時から正時(○時～○時)の1時間単位で承ります。
1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げます。

申込方法について

受付の流れ



申込の前に、「事前相談シート」に記入していただきます。内容確認後、使用料を計算しご連絡します。

申込は予約した日を含め7日以内にご来館いただき、「使用申込書」を1階窓口へ提出し使用料をお支払いください。

*有料貸出備品については、使用日当日のお支払いとなります。

予約日から貸室使用日までの期間が7日以内の場合は、予約の取りやめはできません。

使用料は銀行振込でもお支払いいただけます。その際はお申込日から10日以内に入金してください。その際の振込手数料は利用者負担となります。

利用日の2日前からのお申込は、現金のみの扱いになります。

申込時に「使用承認書」をお渡しします。使用当日にお持ち頂き、窓口にて確認させていただきますので、大切に保管してください。

申込の受付時間について

8月を除く月（平常時）

平日（月～土）：午前9時から午後9時まで

日曜日・祝祭日：午前9時から午後5時まで

○応答日の電話予約は午後2時から受付開始となります。

8月（休館期間中） 電話での予約のみ。

平日（月～金）：午前9時から午後5時まで

土曜日・日曜日：受付しておりません。

○応答日の電話予約は午後2時から受付開始となります。

○使用申込書の提出および使用料のお支払いは9月1日～7日に受付。

使用日などの変更手続

使用日変更、使用時間の移動・短縮等の使用変更は、1回に限り可能です。この場合は、事前に「使用承認書」をお持ちいただき、あわせて「使用変更申込書」に記入の上提出してください。また、使用料に差額が生じ不足分が発生した場合は、その分の使用料を納めてください。

（変更後の使用料が、変更前の使用料より減額した場合の差額は返金できません。）

使用時間の延長は、当日でも可能です。この場合、事前に延長分の使用申込みを行い、使用料を納めてください。

市民活動シアターからセミナーホール・研修室への使用変更はできない場合もあります。

○セミナーホール・研修室は市民公益活動団体のみの利用となります。

○セミナーホール・研修室では演奏・合唱・踊り・運動等の利用はできません。

使用の取りやめ手続

貸室の使用を取りやめる場合は、使用承認書と領収書をお持ちになり、「使用取りやめ申出書」を提出してください。

上記の場合、お返しできる使用料の額は、以下の表の通りとなります。お手続きをいただいた期日によって変わります。なお、使用料の返還には、上記「使用取りやめ申出書」以外に「使用料返還申込書」「使用料還付請求書」に「代表者の認印」が必要となります。使用料の返還は、代表者の銀行口座への振込を通じて行われます。

		6ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	当日
受 付	全日使用	受付開始 6ヶ月前					
	区分使用（午前・午後・夜間）	受付開始 3ヶ月前					
	時間使用（1時間単位）	受付開始 1ヶ月前					
取 り 止 め	市民活動シアター 受付開始 6ヶ月前	全額	8割相当額 （100円未満は 切り捨て）			返金なし	

目的外使用及び使用権限譲渡の禁止

使用承認を受けた目的以外の使用はできません。また、使用承認を受けた団体以外が施設を使用することはできません。

使用承認の取り消し

市民活動シアターの設置目的にそぐわない場合は使用承認を取り消し、または使用を停止することがあります。

注 意 事 項

- 申込時間には準備・後片付けの時間が含まれます。使用時間をお守りください。
- 貸室を使用される時は、1階窓口にて「使用承認書」をご提示ください。
確認後、スタッフが「市民活動シアター」にご案内いたします。
- 運動を主目的とした利用はできません。
- 館内は、喫煙室（5階テラス）を除いて全館禁煙です。
- 施設、備品などを破損・紛失した場合は、速やかに1階窓口までご連絡ください。
場合によっては弁償していただくことがあります。
- 会場設営、撤収には、担当スタッフが立ち合います。1階窓口までご連絡ください。
- ゴミは必ずお持ち帰りください。

市民活動シアター貸出備品・機材について

市民活動シアターの申し込み手続き完了後、事前打ち合わせを行います。その際、必要な機材などを「打合せ書」に記入の上、提出してください。
外部から機材を持ち込む場合は、事前にご相談ください。

市民活動シアターの備品・機材の料金精算について

利用当日の21時（日曜・祝日は17時）までにお支払いいただきます。

< 市民活動シアター貸出備品料金表 >

	品名	単位	金額	摘要
照明器具類	アッパーホリゾンライト	1列	150円（1時間）	
	ロアホリゾンライト	1列	100円（1時間）	
	スポットライト	1台	100円（1時間）	300W
	平凸FMライト	1台	100円（1時間）	500W
	ESフレネルライト	1台	100円（1時間）	500W
音響設備		1式	5,000円（1回）	
舞台用演台		1式	500円（1回）	
専用プロジェクター		1台	400円（1回）	
専用スクリーン		1式	200円（1回）	
ピアノ		1台	4,500円（1回）	

照明器具類の使用に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げます。

「1回」とは、開館時間内で、連続で使用した回数とします。

ピアノの調律は使用者側の手配・負担となります。